

# 議会だより

発行・編集  
東成瀬村議会議務局  
印刷  
併村印刷所



6月定例会風景

## 議会活動

(自一月一日  
至六月三〇日)

- 一月三日、統合中学について座談会(岩井川地区)
- 一月四日、統合中学について座談会(榛川地区、大柳地区)
- 一月十六日、特別委員会、議案撤回請求について審議
- 一月十八日、二十日、水沢十文字線促進中央陳情(議長出席)
- 一月三十日、全員協議会、役場職員と村議員の懇談会
- 三月二日、商工会青年部と村議会各常任委員長との懇談会
- 四月十二日、十八日、雄勝郡議長会沖繩県視察研修(議長参加)
- 四月二十日、全員協議会、湯沢雄勝広域市町村圏組合の四十八年度事業計画及び予算について、講師に、広域圏事務局高橋参事を迎え研修。
- 五月八日、一の関横手線期成同盟会総会、山内村で開催され、議長、副議長出席。
- 六月二十三日、議会運営委員会第三回定例会の議会運営について審議。

No. 3

# 第一回臨時議会

二月十二日

## 議案と内容

東成瀬村総合グラウンド用地取得及び統合中学校建設用地取得について招集された。この議案は四十七年十二月定例会に議案第六十五号「土地取得について」として提出されたもので特別委員会で継続審議中のものであったが、二月八日付で議案撤回請求が村長より出された。

開議後、撤回を認めることに議決になり、次の二議案に分離して議案提出がなされる。

一、土地取得について

総合グラウンド用地として、田子内上林地区に面積三五八五四・九六平方メートルを一九六一千円で購入するものであり、予定価格七百万円以上であれば議会の議決を必要とするものである。(原案可決)

二、土地取得について

統合中学校用地三〇四一九・〇四平方メートルを九二一七千円で田子内上林地区に購入するものですが十二月定例会に提出された議案第六十五号「土地取得について」と何んら変りなく、住民の声を充分聞く機会もいままに、次の時代を背負う人材を育成する施設を建設するには、もっと慎重に取り運ぶべきとして、特別委員会に付託し継続審議と決定す。

◇ ◇

# 第二回定例議会

三月十日(三日間)

## 議案と

### その内容

三、東成瀬村出かせぎ者事故見舞金支給に関する条件

東成瀬村からの出かせぎによる死亡、傷病者の扶助を目的として秋田県出かせぎ互助会が定めている給付額の対応額を村でも支給するための条例(原案可決)

四、東成瀬村工場誘致奨励

村内に工場又は、事業場の新設又は増設を奨励し、産業の振興に寄与し、村勢の発展を図ることを目的として、指定基準をもうけ、村指定の誘致工場とする条例(原案可決)

五、東成瀬村集落再編促進条例

役場所在地から道路延長十キロメートル以上はなれ、三十世帯未満の集落に移転必要経費一戸当たり六十万円以内を補助し、住宅建設に要する経費の二分の一、又は百万円を限度として元利均等年賦償還、七年以内、利率年三%で貸付する条例であり、昭和四十九年三月三十一日まで適用する条例(原案可決)

六、東成瀬村議会の議員の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

六月、十二月に支給していた議員の期末手当を、六月、十二月及び

三月に支給するための条例で三月の支給額は報酬月額百分の六十とした条例(原案可決)

七、特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八、国民健康保険税条例の一部改正

医療費の伸びに伴ない「所得割」の率を三、四%に、「被保険者均等割」を一人当り一七八五円、「世帯平等割」を三三八〇円に改正された。これによって各世帯の所得額によって減税の幅も広げられた。(原案可決)

九、秋田県市町村職員退職手当組合規約の一部変更する規約について

組合組織市町村で名称変更があったので議会の議決を必要として提出された(原案可決)

十、昭和四十八年度一般会計予算行政の骨子となるものであり、当初予算額は歳入歳出とも、四億五千四百万円であります。

新しい計画としては、田子内地区は場整備事業、総合グラウンド建設、老人医療費の無料化、一歳児医療費の無料化等福祉の向上と健康

の増進、刃地性の解消、産業の振興、教育重視の予算措置がなされてあります。(原案可決)

十一、国民健康保険特別会計予算

事業会計は、六六三二四千円で、歳入は国庫支出金四四七七八七千円、国民税金一七五一九千円、その他三〇一八千円です。

施設会計は二五一四千円でほとんどが診療報酬収入です。支出面積では……。

事業会計はほとんどは七割給付の費用になりました。施設会計は職員の手給、薬品衛生材料、医薬器具代として支出されます(原案可決)

十二、簡易水道特別会計

歳入歳出とも一八八五千円で歳入については受益者の負担金がほとんどです。歳出については、一〇%は役場事務経費にあて、九〇%は地区水道組合に支出して管理を委託しているものです(原案可決)

十三、農業用機械管理特別会計

予算総額は五五二〇千円で、ブルドーザー、ショベルドーザーの使用代金を歳入とし、運転手の給料、機械の諸経費等が支出です(原案可決)

十四、十文字学生寮特別会計

予算総額二六三六千円で、歳入は、入寮者の負担金八八〇千円で、一般会計から一三八三千円、歳出は、主に管理人の給与と寮の運営費であります(原案可決)

十五、四十七年度一般会計補正予算(第四号)

歳入歳出予算にそれぞれ一七二九五千円を追加し、総額四八三七一〇千円となる。主なものは、総合グラウンド造成費八一三〇千円である。歳入では地方交付税追加七八一九千円、たばこ消費税追加六

〇〇千円が主なものである。十六、四十七年度国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

事業会計に八六九八千円を追加して、六二二〇千円となり、施設会計に三〇〇〇千円を追加し、二七五八千円となる。補正の主な理由は、療養給付費に追加八六四五千円、医薬衛生材料費追加三二九七千円である(原案可決)

十七、四十七年度農業用機械管理特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ当初予算と変りなく歳出において、事業費五九八千円を減額し、技術職員の給料及び職員手当に追加したものの(原案可決)

十八、十文字学生寮特別会計補正予算(第三号)

管理費に不足が生じたため、一般会計より一〇千円を繰入れ、総額二一八六千円としたもの(原案可決)

十九、村道路線の確定

桐坂撤漢線、田子内字桐坂から田子内字下田間、延長三八五七米、谷地線、棒川字板落から棒川字谷地古館間、延長一五〇米、草の台間、棒川字逆川中森から草の台間、延長一六〇米を村道路線に認定するため議会の議決を必要とするため、提出されたもの(原案可決)

二十、収入役の選任について

昭和四十六年に欠員であった収入役を新たに選任し、議会の同意を求めたもので、次の者が選任されました。

(前収入役職務代理) 内 吉 田 佐

二十一、消防団給与条例の一部を改正する条例

非常勤消防の出場手当、警戒手当、管内訓練手当の金額を五〇〇円から七〇〇円に改め、可搬式動力ポンプ管理手台一台につき、年額五〇〇円を二〇〇〇円に改めたもの(原案可決)

◇ ◇

# 村長所信

## 第二回定例会

本年度当面する施策としては、四十八年度予算に盛り込んである通り、福祉の向上と健康増進、辺地性の解消、産業の振興、教育の重視の四点をあげ、きめ細かな予算を組んであり、詳細については、議案審議の過程において、説明します。

総務関係では、交通安全対策、第二次構造改善事業、第二次山村振興に構え、コンサルタントを導入し、村の診断を実施すべく予定しております。

民生関係では、不幸な方々及び老人福祉に重点をおき、昨年に比較して三五%増の予算計上した。衛生関係では、村民皆検診、成人病予防、○才児医療費無料を満一才まで無料化し、満二歳児、満三才児の検診強化を予算化した。

農林水産では、養蚕、畜牛関係の補助、農業用水路、ほ場整備事業、拡大造林、林道延長、改良、舗装、林構三年度の予算化等、昨年比し、二六・八%増です。

土木関係では、九ヶ所の路線の開設、改良、舗装、小五里台橋の永久橋新架設等本年度予算に古める割合は、二二・五%です。教育関係では、昨年比し、二一・七%の増で、本年度予算に占める割合は、二七・三%となっております。

昭和四十年年度の予算は、一億円であったが、今年は四五〇%の伸びとなりました。

今までは、他町村に追いつく努力でせいっぱいでしたが、これからは、追越ムードを盛り上げ施策を進めてゆきたい。創意と工夫、努力をかさね、生たいのあるふるさと実現に精進したい。

大柳地区にク雪センターの施設、馬場林道の舗装、一の関線改良、舗装、地下資源開発等について強力に陳情を重ねている。

土木事業の遂行に当って、住民はあまりにも役場、関係機関にたよりすぎ、地域住民各自の努力がないように考えられるが、

他町村では、町村道補修等の場合受益者負担をとっているが、村ではとっていないことと、極少のことも依頼されれば直に処理していることが習慣となっていることと、要因でないかと思えます。

村執行部もさることながら、議員、部落長の住民指導を願いたい。電話は、地集電話によって八%の普及をみているが、一方、未加入者が不便を感じ架設と希望している者が相当数あるものと思えますので、追加加入できないものかどうか。

方々に陳情を重ね、五一年までは希望にそえるだろうと返答をもらっている。

統合中学校建設については、先の臨時時に議案を提出し、これが否決されたが、最後まで捨てないで統合中学校実現に努めた。

本年度の米の整産調整にどう取りくむか。

今年目標は三七〇ヘクターだが実行組合長会議の席上、一〇〇%を目標とした。宮田地区は

場整備で二〇〇ヘクター、自発的休耕を一七〇ヘクターをみて

いる。ほ場整備、自発的休耕を加えても目標達成しないときは、各実行組合において消化して頂くよう申し合わせている。

砕石事業の現状と岩井川部落との関連について。

当初土倉に機械設備を計画しましたが、その後、馬場畜舎の上に設備することに決定、個人所有

地一町七反歩を賃借権で賃借決定、二反一畝を買取り、取付道路として一反一歩を買収済み。

保安林解除を申請していた四町八反歩のうち、機械設備分が不用となり、約三町歩の申請をし、認定済です。

岩井川との関連ですが、未契約ですが、大型車の乗入れ制限、道路補修、改良はその都度両者協議し、等分の負担とするなどの契約内容を話し合っている。

砕石に対する価格は、四十八年度は六〇万円とし、権利設定の補償金は五〇万円を三年契約で結び、この間違法があつた場合は返すものです。その他待避所等は両者応分の話し合い等を含め一年契約とすることを話し合っている。

農政の正しい青写真を住民に示すべきであると思うが。

時代の追応に沿って進んでいることは、国、県としても同じこととで、今年度はコンサルタントを導入し、綿密な青写真を出したい。

当初予算計上のゴミ焼却施設の規模及びヶ所数とこれに対する

公害対策は。

答 ゴミ対策については、初歩的なことから手をつけてきたが、現在のような状態を遺憾に思います

基本的には、焼えるものは自家焼却、野菜くず、果実の皮等は堆肥として肥力強化に役立て、魚の雑物は肥料又は魚のえさに、又、再製可能な金くず等は業者と約束

をしているので日やき等は、部落内に粉砕したガラスなどを、部落内に適当な場所を備え埋没するより現段階では方法がありません。

粗大ゴミは、県において、圧縮機械を整備した処理場を県内三ヶ所に計画中です。今回予算計上した焼却施設は、産業廃棄物処理のためのもので、商工会が中心となり

村内一ヶ所を施設する場合、工事費、原材料の一部を補助するもので、一応規模は考えているが、場所、工作物の規模、運営面については業者方の話し合いできめてほしい。

村誘致工場「ニシザワ産業」と「セキヤニット」との工具賃金格差について。

答 「セキヤニット」で問題になったと聞いているが、その後、「セキヤニット」で賃金を上げ

今は平常操業としていると聞いている。賃金問題は各業者によって一律にすることは困難と思われるので、双方が商工会加入して、この点についての協議が必要と考えますので、協議会がもたれるよう村としても努力してゆきたい。

総合グラウンドの着工はいつ。

答 先に議会の承認を得た三万五千坪の外に三万坪を確保し、野球場まで整備したい計画を説明したが後日、協議会を開催してじっくりと協議し、決定したい。

## 一般質問から (第三回)

問 村長をはじめ、助役、各課長の諸会合、不在例が多く、村民と接触する機会が少なく感ずるがこの点をどう考えるか。

答 午前中の会議であれば午後は役場に、又、午後の会議であれば午前中は役場にとつとめておられるし、農閑期を利用して部落の集会等を開き、村民の要望を聞く機会を検討したい。

問 公民館活動が公民館所在地(田子内、岩井川、椿川、大柳)に集中し他の部落には、それがなされていないように感じられる。この対策は。

答 広域的図書館運営の時点において根本的運営を考えたが、今時点では、職員の充実が満されていないため、要望に答えられず申し分ない。

問 畜産、養蚕を村の主要産業として村当局も力を入れているが、実績が伴わないように考えるがこの問題点と今後の対策は。

# 第三回定例議会

六月二十六日(二日間)

## 議案とその内容

- 二十二、東成瀬村一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 今まで給料表において四等級制であった職員給与を五等級制にし七月一日から施行するもの(原案可決)
- 二十三、東成瀬職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の職員の給与に関する条例改正と交通費の値上げに伴ない旅費を改正したもので特に宿泊料については、三役から臨時職員まで、同一の料金であることは、県内他市町村では例のないことである(原案可決)
- 二十四、東成瀬村立学校条例一部改正する条例
- 中学校本校分校を名目統合し、分校を分校舎と改め、従前より違っていた学校位置を正規の番地に改めたもの(原案可決)
- 二十五、東成瀬村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 簡易水道給域に五里台地区を含め、三十八年以来値上げしなかった水道料金「基本料金」を一ヶ月四〇円から五〇円に、「超過料金」を一立方メートル当り五円から十円に改めたもの(原案可決)
- 二十六、東成瀬村国民健康保険事業費調整金条例
- 国民事業の給付費の増加及び災害等により、増徴困難なときのため、国民事業特別会計事業勘定の歳計余剰金の二分の一を下らない額を基金総額千五百万円を限度として毎年積立てる条例(原案可決)
- 二十七、椿川地区テレビ共同視聴施設工事分担金徴収条例
- 椿川地区テレビ共同アンテナ設置に伴ない分担金、受益者一戸当り七千円を徴収する条例(原案可決)
- 二十八、東成瀬村中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例
- 融資斡旋の最高限度額を五十万円から百万円に改めたもの(原案可決)
- 二十九、東成瀬村税条例の一部を改正する条例
- 地方税法改正に伴ない、特別土地保有税を加えたものであり、特別土地保有税とは、四十四年一月一日以降に一万平方メートル(十町歩)以上を取得した者に対し課するもので、それ以前に取得した土地については課さないもの(原案可決)
- 三十、秋田県町村土地開発公社の設立について議会の議決を求める件
- 土地需要の増大と地価の高騰は公共用地の取得難を招き、住よい地域づくりを進めるにあたって当面する最大の問題である。このため、地方公共団体に代って公共用地の先行取得を行ない公共施設の整備を促進し、地域の秩序ある発展と公共の福祉の増進を資する目的をもって公社を設立するため議会の議決を得るもの(原案可決)
- 三十一、小五里台橋架設工事請負契約締結について。
- 小五里台橋橋体工事及び橋台工事請負予定額が千一百万円以上のため議会の議決を得るもので、請負契約締結者は次のとおりであり、竣工は本年十月末日の予定です。

- 橋体工事
- 契約相手方 東京都 株式会社日本製鉄
- 契約金額 一千六百万円
- 橋台工事(取付道路含む)
- 契約相手方 湯沢市 株式会社高橋建設
- 契約金額 一千五百五十万円(原案可決)
- 三十三、昭和四十八年度東成瀬村一般会計補正予算(第一号)
- 歳入歳出予算へそれぞれ三千八百七十一万七千円を追加し、予算総額四億九千二百七十一万七千円としたもの(原案可決)
- 三十四、昭和四十八年度国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
- 歳入歳出予算へそれぞれ七七一十一千円を追加し、予算総額七四〇三五千円としたもので、主なものは、財政基金積立金に七六五〇千円となっている(原案可決)
- 三十四、昭和四十八年度農業用機械管理特別会計補正予算(第一号)

- 号)
- 歳入歳出それぞれ七千二百円を追加し、予算総額五五八二千円としたもの(原案可決)
- 三十五、専決処分指定の件
- 秋田県町村土地開発公社の運営について、議会の議決を得なければならぬが、議決を得なくても施行できるよう、次の三項目を議会の委任による村長の専決処分事項として指定したものを。
- 一、基本財産の額の変更
- 二、設立団体の変更
- 三、理事監事数の変更(原案可決)
- 三十六、畜産振興融資斡旋に関する条例の一部改正する条例
- 畜産振興融資貸付額を十五万円から二十万円にしたもの(原案可決)
- 報告一号、東成瀬村税条例の一部を改正する条例
- 固定資産税一期の納期を四十八年度に限り「四月一日から同月三十日まで」を「五月一日から同月三十一日まで」としたものを、(原案承認)
- 報告二号、東成瀬村一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日曜日が国民の祝祭日に当たった場合、翌日を休日とする条例(原案承認)
- 報告三号、東成瀬村税条例の一部を改正する条例

## 報告処分専決

### 〈第3回定例会〉

- 村民税の所得割額の税率の軽減、固定資産税の免税点の引き上げ、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の追加、および道路車両法改正に伴ない軽自動車車検に必要な納税証明の交付などを改正したものを(原案承認)
- 報告四号、東成瀬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 国民健康保険の減税額を一人当り九万円から十万円と幅を広くしたものを(原案承認)
- 報告五号、昭和四十七年度一般会計補正予算(第五号)
- 昭和四十七年度一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ三百三十二万七千円を追加し、歳入歳出の総額を四億八千七百三十七万七千円としたもので、主なものは、歳入で、自動車取得税交付金追加二二九六千円、歳出では、財政調整基金繰出金追加七〇〇千円、総合グラウンド用地購入費追加二〇八〇千円などである(原案承認)
- 七 専決処分とは?
- 地方自治法の規定により議会において議決すべき事件又は、決定すべき事件に關して、必要な議決又は決定を得られない場合における補充的な手段として、長の専決処分した場合は、議会に報告し、承認を得なければならぬ。
- 又、これに類似したものに、議会の委任による専決処分がある。これは議会の権限に属する軽易な事項で議決により特に指定した事項のみ、長が専決処分することができらるもの。

# 村長所信と報告

## 第三回定例会

四億五千四百万円の本年度予算を基に、四月発足以来三ヶ月を経過した、職員の大規模な配置換え等により実績は今のところ満足すべきとは思いますが、真剣に打込んでいける姿は充分伺われるのでこの気持をゆるめないで益々課の連携を密にして期待にそうべく努力する所存であります。

教育関係については、総合グラウンドの建設の件で土地取得について複雑な問題があり、今般ようやく解決済み、青写真が完成しました。尚、この際、多種目競技場として整備するため、一挙に七万平方メートルを確保し、野球場、サッカー場をも併設したい考えである。

土木関係では、一の関横手線のうち、谷地地区、大柳地区、仁郷地区の拡幅工事及び五里台地区の舗装は、入札が済んで着工中でございます。水沢線については、まだ入札を行なっておりません。

治山関係では、本山、下倉下、柳沢、砥沢、豊ヶ沢、大沢沢、ブナノ木沢、土ノ等すべて発注済で着工しているケ所もあるようです。林構事業の白滝線、豊ヶ沢線は入札、契約を完了しており、県単事業はすでに十ヶ所入札、着工しており、完工しているケ所もあります。馬場林道の舗装は二ヶ年継続事業で近く発注の見込み、滝ノ沢平良線の代行路線は当初二百

メートルの計画に延長予算がつき現在着工中です。

克雪管理センターは、数度に渡って国、県に陳情を重ねた結果、決定まじがいなしとふまえて、用地交渉も終り今回の補正に予算化した。これによって、四十七年作成した村の開発基本構想の中で六〇年まで大柳地区に除雪センターを作りたいと記載してあるが克雪管理センターが四十九年に完工すれば、計画より、十一年も早く奥地に収益をもたらすことになり

ます。産業関係では、ほ場整備事業は設計費の先取りをし、これが呼び水となって、田子内地区の要望が高まりこれをまともな受けて出発したが、土地となるとどこも同じく難問が出ているが、将来の稲作のためこの打開に真剣にとりくみ作業を進めている。本年度の減反実績は目標に対し、二百％で現今の食糧事情からすれば好ましい数字ではないが、逐一転作を進め完全休耕補償と相まって後起体制をとりたい。畜産は、投資の割に実績が伴わず悲観的されているが、独自の対策と受益者の意欲を期待し、立地的村の産業として施策を構いたい。地下資源開発ボーリング調査は全村八ヶ所を計画、七月から操業開始のどんとりになっている。須川温泉の分湯は、業者間の交渉の段階で結論は出ていない

温泉深査については、各種準備が完了したので、同和鉱業の岡田技師の都合つき次第、土熱調査に着手する。

須川地区を野鳥の森指定のため関係者の調査の結果、湿地帯を中心に約二百ヘクタールを測量済次第県自然保護課で指定の段どりになっている。

事故防止については常に心してさいわい火災は一月以降皆無、交通事故は一件となっていて、気をゆるめれば大きな事故はつながらることを思えば油断は許せません。広域消防は、一応体制は整ったと思うが、非常勤消防との密接な連絡連携がなければ初期の目的をはたせないと、近く連絡会議をもつべく計画していると同時に他広域消防との応援体制について県とも協議中である。

福祉関係については、幅広く施策しているが、盛大に流れやすい福祉行政を反省し、社会福祉法人の強化と相まって掘下げた啓発をした。

健康対策は、それぞれ気を配っていますが、今回国保の財政調整基金条例を議案としているので審議の課程で説明する。

昭和四十七年度の決算については、詳細については準計中ですが、黒字の総額は四千一百万円、内米年度当初予算に四百万円を繰越金として計上し、今回の補正に一四五〇万円を計上した。今年度の補正は財政調整基金積立を予定している。

## 6月定例会

一、学校水泳プール建設  
要望  
陳情者  
椿川小学校長 土井修  
椿川中学校PTA  
会長 高橋、東美

水泳は、自然の河川に浴し、身体を鍛錬するのが理想であるが、最近は時に河川の汚染、危険物の散乱等がはなはだしく児童生徒の皆泳と健康増進、安全管理が必要として採択と決定、執行部に善処方を要請

二、東成瀬村農業共済組合赤字に対し援助要請  
陳情者  
東成瀬村農業共済組合  
組合長 佐々木 俊雄

組合本来の使命達成に努力を要しているが、四十六年、四十七年の異常災害と、減反施策による異状支出と収入減が基因となり赤字必定と認められるので採択と決定執行部に善処方を要請した。

三、大深沢より谷地堰一部改修大深沢林道への木橋架設、農道施設防火貯水槽を兼ねた簡易プールの建設方について  
陳情者  
谷地部落代長 高橋 市雄  
建設常任委員会の付託となり、現地調査の結果、採択と決定、執行部に善処方を要請  
四、湯沢地域雇用協議会への補助制度の創設方要請  
陳情者  
湯沢地域雇用協議会

会長 大友 利助  
外 二五名  
県外からの求人功勢が新規労働力の漸減と高学歴化を背景に、地元就職者が減少しており、これに対処し、活動を強化するため、公共団体において補助金を賜りたいとの要旨であり、年々過疎化の要因として若年者の県外就職があげられるためこの対策強化すべきとして採択と決定

五、食糧制度の堅持、要求米価の実現と米穀政策の確立の運動参加について  
陳情者  
東成瀬村農協米穀対策本部  
本部長 佐々木 与太郎  
秋田県農協米穀対策本部  
本部長 木内 主計

農業者が安心して農業ができるよう政府は早急に米穀政策を確立すべきであるとし、採択と決定。運動参加の上強力に働きかけることにした。

六、借入金利息補給について  
陳情者  
田子内養蚕組合  
組合長 佐々木 重男

四十二年近代化パイロット事業として発足後法人化し施設を増大し現在に至っているが、資金面では農協の一時借入金に依存し、事業面でも細密な計画のもとに努力しているが結果むなしく、純利益があっても借入金利息につきこみ元金償還もむずかしく、借入金利息補給を得たいとの要旨。議会で特別委員会を設置し、採択とし、継続審議と決定。

# 昭和48年度予算に計上された主な事業 (単位千円)

予算科目	事業名	金額	林業総務費	事業内容	金額
総務財産管理費	庁舎改修工事(二階小会議室、宿直室)	870	林業振興費	森林組合強化対策補助金及び出資金	500
	庁舎側溝排水及び橋架替工事	450		村直営造林(拡大造林)新植地拵え工事	7,496
	学校造林下刈、地拵え(8ha)	500		同上附帯工事プル借上料	1,830
	公有地、未墾地購入	830		森林開発公団分収造林事業請負	7,674
	学校造林苗木代(2.5m)	150		同上附帯工事プル借上料	600
	8人乗りジープ購入	1,630		部落造林下刈補助	400
交通安全対策費	黄色い帽子、自転車用スコッチテープ、安全旗立て購入	176		特殊林産物振興対策補助	912
	水銀灯、カーブミラー設置工事	700	既設林道維持補修	大長根沢林道補修工事請負費	800
社会福祉費	難病者、施設及び長期療養者見舞金	160	林道開設事業費	手倉線、本山線簡易林道開設工事等	10,940
	精薄施設建設費負担金	1,054		豊ヶ沢線、白滝線林道開設工事	14,499
	往診料一部補助	50	林業構造改善事業費	早期育成林業経営促進補助	125
	老人医療費交付金	3,000	商工観光費	商工会事業補助	400
児童福祉費	青少年海外派遣補助	111		温泉探査委託費	500
	子供の広場修理資材費	40		観光施設設置用プル借上料	200
	児童手当金	5,148	道路維持補修費	林道補修用自動車プル借上料	10,000
母子衛生費	乳児、一歳児医療費負担金	460		林道補修工事	600
成人病予防対策	胃検診、子宮ガン検診、脳卒中予防第二次検診委託費	1,680	道路新設改良費	沢方線、上野線、小五里台線、肴沢線山林線改良工事(請負)	20,200
環境衛生費	ゴミ処理用シヨベル、自動車借上料	140		手倉旧道線路肩改修工事	200
	ゴミ焼却施設工事費	350		田子内~平良線、のぞき線、入道線補装工事	11,000
労働諸費	出かせぎ互助会加入者村負担金	250		林道改良工事用地購入費	700
農業総務費	産業祭用(演芸、各種団体事業補助)	400	橋りょう維持補修費	真戸橋塗装工事	490
農業振興費	生産グループ育成、にじます放流事業、葉たばこ耕作組合、農業共済組合、養蚕休憩所(2ヶ所)工事補助	1,050	河川費	小五里台橋新設工事	23,145
	米生産調整補助金	1,500		大沢川堰堤、大柳用水路補修工事	350
畜産業費	牧場管理委託費	1,030	常設消防費	分署前橋りょう架設工事	800
	牧道開設、改修プル借上料	200	非常勤消防費	防火用水槽	1,000
	柳沢牧場避難舎(2棟)	800	東成瀬小学校費	西校舎天井張替工事	1,000
	家畜管理所運営補助	800		岩井川小学校費	43,759
	公共放牧運営資金貸付金	3,600		改築工事及び附帯工事	
農地費	農業用導水路調査賃金	50	椿川小学校費	教室床張替(2教室)体育館屋根塗装工事	285
	測量設計委託	150		校舎屋根トタン張替等工事	1,200
	農道改修プル自動車借上料	350	東成瀬中学校費	手洗場設置、教室塗装工事	180
	ガツケ線路肩改修工事	450	定時制高校費	校地整理工事	200
	農業用道路改修工事及び資材費	1,100	社会教育費	椿川共同視聴アンテナ建設補助	1,000
	菅の台水路工事補助	400		岩井川分館便所補修工事	250
ほ場整備事業費	ほ場整備事業請負費(20ha)	29,589		本館小便所専用タンク工事	250
	宮田地区土地改良共同施行補助金	2,500	保体体育費	駐車場設置工事	500
				駐車場用地購入(岩井川)	1,000
				総合グラウンド造成費	24,520

## 編集後記

年一回の発行です、今回は三月の定例会、六月定例会を主として編集しましたため、記載内容に時期的ずれがあり、又、村広報「ひがしなるせ」との一部重複があり充分とは申せませんがご覧願いたいと存じます。

議会においては、住民が何を考え、何を望んでいるかを住民一人一人の身になって知っておかなければなりません、気付かない点多くあることと思えます、一議会だより」をより充実した広報とするため、村民各位の忌憚のないご意見ご指導をお願い致します。